はじめに

## 《研究ノート》

行政組織概念のゆらぎと再構築 ードイツにおける行政組織の独立化ー

規 子

大 久 保

家においては、審議会、行政委員会、特殊法人、第三セク おいて、ますます強まっている。すなわち、現代の給付国 独立型組織と呼ぶ)が有機的にゆるやかに結合している。 の強弱さまざまな独立性を有する組織(便宜上、以下では、 ター方式の会社のように、ヒエラルヒー的な官庁構造から 組みそのものが流動化し、 このような独立型組織の増大にともない、国家の範囲、枠 行政組織の独立化傾向は、 行政組織概念のゆらぎが生じて 現在、 日本および欧米諸国に

ある。

## 伝統的な独立型組織

○年代に入ると、国家は、文化、学問、スポーツをはじめ′ は早くから理論的体系化がなされてきた。さらに、一九三 な独立型組織が存在していたし、このうち公法人について 目新しい現象ではない。一九世紀後半には、 ١, イツにおいて、 独立型組織による行政の遂行は、 既にさまざま

直接国家行政に対置されるようになった。(2)。 間接国家行政(mittelbare Staatsver,waltung)と呼ばれ、 になった。このような状況の中で、公法人による行政は、

独立型組織をめぐる伝統的な理論の特徴は、

以下の点に

入する際に、しばしば公法人という組織形式を用いるよう 本来的に社会の領域に属すると考えられてきた諸分野に介

- 組みの外に置かれた。 務を遂行した私法上の会社は、 の領域において公の手によって設立され、 るとされた。このため、第一次世界大戦後、 (1) 間接国家行政の組織は、基本的に公法上の組織 一般に、 間接国家行政の枠 実質的に行政任 特に生存配慮 であ
- 公法上の財団法人である営造物法人とに分けられてきた。 (2)日本では、 公法人は、伝統的に公法上の社団法人と

下では、その主なものを整理、

紹介するとともに、行政組

て、さまざまな新しい概念が提唱されている。そこで、 会学などの視点から、独立型組織の総合的分析を目的とし

このような状況の中で、ドイツでは、法学、行政学、

社

織の独立化の理由およびその課題について考察することと

ては構成員が存在しないから自治も存在しないとされてきいる情が、営造物(Anstalt)、財団(Stiftung)の三つに区schaft)、営造物(Anstalt)、財団(Stiftung)の三つに区のは、大が構成員とその自治を特徴とするのに対し、営造物は人的物的手段を基体とするという点に、両者の違いがあるとされている。また、社るという点に、両者の違いがあるとされている。また、社るという点に、両者の違いがあるとされている。また、社るという点に、両者のに対し、対対の、対対があるとされている。

(15) ある行政組織が独立的であるということは、必ずしまその組織が法人であるということを意味しない。公法人もその組織が法人であるということを意味しない。公法人もその組織が法人であるということを意味しない。公法人もその組織が法人であるということを意味しない。公法人もその組織が法人であるということを意味しない。公法人もその組織が法人であるということを意味しない。公法人もその組織が法人であるということは、必ずしまが、独立のは、ある行政組織が独立的であるということは、必ずしまが、ある行政組織が独立的であるということは、必ずしまが、ある行政組織が独立的であるということは、必ずしまが、またが、またが、おいの、のは、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、必ずしまた。

## 三 独立行政体概念

組織の独立化傾向は続いた。第二次世界大戦後も、行政任務の多様化とともに、行政

用いられている。 (8) には、 域では、既存の私的組織の能力を有効に活用するため、 企業の領域では、 力を活用するため、④発展途上国に対する開発援助の場合 社会的に組織された既存の団体 ば、①経済助成領域では、 合意を形成し、 (1)国家がなるべく前面に出ないようにするため、 行政組織の独立化の理由は、 専門知識を獲得するため、②研究・文化領 柔軟性を確保するために、独立型組 利益集団の代表者を参加させて、 (例えば、 さまざまである。 職業団体)

の中に私法上の組織をも含めて考察されている。 Verwaltungsträger/Verwaltungseinheiten)という用語がしばしば聞かれるようになった。独立行政体という用語がしばしば聞かれるようになった。独立行政体という用語がしばしば聞から存在し、明確な定義付けをすることなく、公法上の独立型組織を意味する用語として使われていく、公法上の独立型組織を意味する用語として使われていたようである。これに対し、近年の研究では、独立行政体という用語がしばしている。

いては、統一的な見解はみられない。また、独立行政体とある。このうちどこまでを独立行政体であるとするかにつ(2)。ことによって、これを公務遂行のために利用する場合もことによって、これを公務遂行のために利用する場合もする組織もあれば、既存の私法上の組織に助成措置を行う上の組織といっても、この中には、国家自らが設立し所有上の組織といっても、この中には、国家自らが設立し所有

力のない独立型組織がこの概念に包含されるかもはっきり しない。 いう場合には、主に法人が念頭に置かれているが、 権利能

度を基準とした類型化がなされている。 上の社団、営造物、 まり重きが置かれず、むしろその組織の機能や独立性の程 ことは確かである。また、 よび間接国家行政概念よりも広い概念として使われている しかし、何れにせよ、独立行政体が従来の公法人概念お 財団、 この概念の下では、もはや公法 私法上の組織相互の区別にはあ

浸透してきた。いても、私法形式を選択することができるとする考え方がいても、私法形式を選択することができるとする考え方が の領域では、行為形式についてばかりでなく組織形式につ おいても公法と私法の区別が相対化し、行政は、 次のような事情があると考えられる。 第一に、行政私法の発展を背景として、 組織法の領域に 給付行政

いて、 その結果、営造物の組織構造が社団のそれに近づく形で、 運動の成果として、教育、 2者の区別が相対化した。 第二に、「行政の民主化」を求める戦後の政治的、 利益集団の代表の参加制度が次第に整備、拡大され、 放送、経済誘導などの領域にお 社会的

知らない国家機能の増大は国家財政の悪化をもたらし、行

・異なる概念が用いられてきた。 しかし、同書では、

第三に、特に一九七○年代に入ると、とどまるところを 独立行政体概念が提唱されるようになった背景には ー』という著書が出版された。同書では、新たにPGOーロッパにおける独立行政体―PGOによる公務の遂行 どについて、 イギリスでは「Quango」、イのような組織を表すために、 同研究である。一九八八年には、その成果をまとめた『ヨ ツのシュッペルト (Gunnar Folke Schuppert)、イギリス た 政の構成要素ではないすべての組織類型の総称である。 のフッド (Christopher Hood) ら一七人の研究者による共 共同研究が始められている。中でも注目されるの ている。以下では、その内容の一部を紹介する。 (Para-Government Organization) という概念が提唱され のである。 このような状況の中で、 行政組織の独立化については、 PGOとは、公務の遂行に関与するが、直接国家行 四 PGO概念 イタリアでは「Parastato」など 従来、 近年、 各国において、例えば、 EC諸国にお

は ۲ 1 て れた。(13)に行政の効率化の手段となり得るのかということが議論に行政の効率化の手段となり得るのかということが議論に 政組織の独立化が、どの程度、民営化に対する代替案とし

独立行政体に対する統制をどのように確保すべきか 総合的分析の必要性が認識されるようになっ 組織の独立化に適した任務は 何

理論化を行うために、 [の特殊な政治事情の違いを超えて共通の組織現象の |が用いられている。 政治的に中立的な概念としてPGO

備のような資源の活用

らの区別は相対的なものにすぎない。 は各類型の間にさまざまな混合形態が存在するから、 私的組織とを包括する上位概念である。 GOは、 行政組織は、直接国家行政の組織、 このうち間接国家行政の組織と国家から独立した [家から独立した私的組織の三つに大別される。 もっとも、 間接国家行政の 実際に これ P

れる。(イエン)との手続規定が適用されない等の特徴をもつとさて公法上の手続規定が適用されない等の特徴をもつとさて公法上の手続規定が適用されない等の特徴をもつと 行われ、 手にあるということにあり、 に基づいて設立され、形式的な総括 (Leitung) 権が少なく 転することができない。これに対し、 とも部分的に当該共同体の一般的な政治的代表以外の の特徴をもつ。 定と政治的代表者による恒常的な指図に従って行動する等 定の行政の手続によって職員を採用し、さまざまな手続規 組織は、 一接国家行政の組織は、 税制上の優遇措置がなく、 特別法によらずに構成員によって設立・解散が 間接国家行政の組織の主な特徴は、 一般税収を主たる財源とし、 また、 また、 通常、 国家から独立した私 その所有権を移 会計監査につい 特別法 者の 所

> らない必然性はないとされる。れらの領域では、直接国家行政の組織を選択しなければなれ れらの領域では、 必ずしも税収を財源とする必要もない。 低い。そのため、 比して、 対し、整序行政や給付行政の領域では、 恒常的な指揮権の確保が必要となる。それ故、 者を限定することは困難であり、 外なく公共財のみがその対象とされるため、受益者や利 成作用ないし給付行政作用が大きな比重を占めるように ないし整序行政作用、 ったためである。すなわち、規制行政の領域では、 予測不可能な事態に最大限有効に対応するために 直接国家行政の組織が適切な組織形式である。 不確実性、 監督はよりゆるやかなもので足り、 集団的利用性、 および福祉の増進のような社会的 (Ressourcen-Mobilisierung) 税収が財源とされ 公権力付与の必要性 言い換えれば、 規制行政の領域に この領域 これに ほぼ ま

は

ある。(9)めるべきであるという考え方(補充性原理)めるべきであるという考え方(補充性原理) 際しては公権力の行使や官僚的組織の よりもPGOを好んで選択するのは、 国家が規制行政以外の領域で、 特に、 利用を最小 直接国家行政の組 によるもの 公務の遂行に 限にとど で

行政任務への期待、 た背景には、 また、 このように補充性の原理が重視されるようにな ①民族的、 要求の多様化、 宗教的、 政治的異質性の増大、 ③量より質への価値

警察のような規制行政作用よりも、 (3)GOが増大したのは、 現代行政 インフラストラクチャ 以におい て、 外交や

第110巻 第1号 今後、 小さくない。 立型組織について、 組織の協働を必要とする公的任務が増大している今日、 広く認められ、また、 かも定かではない。

立行政体概念自体も流動的な概念である。 〇概念には論者によってニュアンスの差があり、また、 独立行政体概念と同様である。 と一部の私法上の組織を包含する概念であり、 が同義であるかどうかについては疑問なしとしない。また、 以上紹介したPGO概念は、 しかし、 従来の間接国家行政の組織 同書におけるPG それ故、 この点では、 両概念 独

PGO概念がEC諸国において定着していくかどう

しかし、

行政組織の独立化が世界的に

国家の枠組みを超えて、

さまざまな

独

## 五 第三セクター 概念

国際的に共通の概念を構築する意義は

られた概念であるといえる。 行政または公的任務を行う組織の総合的考察のために立て 行政法や行政学の立場から、 「みを超えたより広い視点から提唱されているのが、 今まで述べてきた独立行政体概念やPGO 基本的に国家を出発点として、 これに対し、 最近、 概念は、 国家の枠

クター概念である。(21)

0)

転換により、

利用者の希望を考慮する重要性が高まっ

た

選挙された政治的代表の誠実

などの事

織は、 有することによって特徴づけられるとされている。ていること、⑤市場を通さず消費者と直接的な交換関係を ③構成員のボランティア精神に支えられたインフォ 利潤の追求を特徴とする。 三の領域という意味に用いられている。 な組織であること、 権力とヒエラルヒー イツでは、 本質的なメルクマールとするものである。 (1)①自律性を有すること、 日本では、 第三セクター概念は、 第三セクター ④構成員、 の存在をその特徴とし、 これに対し、 ②非営利組織であること、 関係人相互の連帯を重視し 概念は、 国家でも市場でもない すなわち、 第三セクター 官民の共同 これに対 市場は交換 国家 出資 1 7 の を

類型化される。(33)的な価値観に従って行動するアルターナティーフの施設に <u>۲</u> 学)、②公的任務を委任され、 chard) にょれば、 益的施設(例えば、 や隣人愛など伝統的な価値観に従って行動する伝統的な 国家の下請け的施設(例えば、 (2)③原則として国家からの助成金を受けず、 第三セクター ①国家の独立的な公共施設(例えば、 赤十字、 は ライヒャルト 労働組合)、④ポスト物質主義 しばしば助成金を受けている ゲーテ・インスティトゥ (Christoph 公共 の 福 大 祉 1

義にも市場の利潤追求志向や競争原理にもなじまない 第三セクター の発生要因としては、 ①国家の官僚 任 務

(3)

れてい(34) る。 念は、既存の概念の修正、 う考え方が強く表れている。 織との間にある多様な組織を、 この概念の提唱者には、 または国家の附属的組織として捉えることはできないとい い組織まで包括され、その範囲は明確ではない。 に属すると考えられてきた組織 にとっては税制上の特典のような利点をもたらし、 とんど不可能となり、 国家にとっては負担軽減となる場合があること、 を集める必要のあること、⑤第三セクターの設立が、 が注目される。 ついて新しい体系の構築をめざすものであり、 実験的領域では、まず、 以上のような第三セクター概念には、 ムが極めて複雑化し、全体的に把握し統制することがほ あること、②社会的価値観の変化、 から、経済団体や消費者団体のように、より市場に近 人間疎外をもたらしたこと、 純粋な国家の組織と純粋な私的組 見通しのきく枠組みの中で経験 拡大にとどまらず、独立型組織 この意味で、第三セクター 単に両者の混合的組織形態 (一部の公営事 ③国家や市場 今まで国家の領域 業や公法 今後の動 しかし、 が挙げら また、 のシス 市場 概

ない。

六 今後の課題

ってよりも、独立型組織によって行われることがますます近年、行政または公的任務は、直接国家行政の組織によ

は無理があり、 存在している以上、これらの組織を厳密に分類することに い組織から純粋な私的組織までさまざまな組織が段階的に 互の異同は必ずしも明かではない。 難である。 概念によっても、 多くなっている。 まざまな概念が提唱されている。 ドイツでは、 また、これらの概念は互いに交錯しており、 また、厳密に分類してみてもあまり意味 独立型組織を明確に定義づけることは困 独立型組織をめぐり、 このように行政 もっとも、 紅織 しかし、国家により近 の枠組 上述のように、 これら何れ みが ゆらぐ

とが、上述の諸概念の提唱者に、利用者との密接な関連性) は、自律性、柔軟性、利用者との密接な関連性) が、上述の諸概念の提唱者に共通した問題意識でもある。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題意識でもある。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題意識でもある。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題を改さいる。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題を改善している。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題を改善している。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題を改善した。 とが、上述の諸概念の提唱者に共通した問題を改善している。

いる。(28)、④市場による統制、などが挙げられて分配をめぐる競争)、④市場による統制、例えば、補助金、権限独立型組織相互の競争による統制(例えば、補助金、権限独立型組織相互の競争による統制(③

新たな統制手段としては、

①利用者代表その他の関係

が組織と同様の官僚化の傾向が認められるという指摘も的組織と同様の官僚化の傾向が認められるという指摘もして登場したはずの第三セクターにも、国家や大規模な私けではない。また、本来、官僚制に対するアンチテーゼと制 (Selbststeuerung) の有効性については、疑問がないわさらされており、関係人による統制や独立型組織の自己統益とは関係のない自己の利益の追求に走るという危険にもある。

ろうか。
ことが必要ではなかのではない。
ではない。
ないて妥当する法理論の構築に努めることが必要ではなかの
ののではない。
むしろ非営利組織を国家に対置される第ムの
ながこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
国家がこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
国家がこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
国家がこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
国家がこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
国家がこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
国家がこれらに対するヒエラルヒー的統制を強めることは、
とは、
を当れる第
のいて妥当する法理論の構築に努めることが必要ではなかの
のいて妥当する法理論の構築に対している。

(öffentlichrechtliche Person) と同義に用いている。 (öffentlichrechtliche Person) と同義に用いている。 (2) Vgl. A. Köttgen, Die rechtsfähige Verwaltungseinheit, VerwArch. 1939, S. 1ff.; Werner Weber, Die Körperschaften, Anstalten und Stiftungen des öffentlichen Rechts, 2. Aufl., 1943. (3) もっとも、「Beliehene」の概念は、古くから存在していた。しかし、いわゆる行政会社(Verwaltungsgesellschaft)の増大については、公法上の組織のみを名宛人としている憲法上の拘束(特に平等原則)が及ばないから、法治国家原理を形骸化するとか、国とゲマインデとの権限分配を無意味にするといった批判がなされた。

4) ドイツの営造物概念は、多義的な概念であり、 日本の営造物概念と同様に、公共施設とほぼ同義に 旧本の営造物概念と同様に、公共施設とほぼ同義に 旧がられることもある。なお、各ラントの市町村法 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式 ではなく、直営形式の各種施設や私法上の組織形式

(1) Vgl. z. B. O. Mayer, Die juristische Person

und ihre Verwertbarkeit im öffentlichen Recht 1908; dens., Deutsches Verwaltungsrecht, Bd. 2, 3

権利能力のある行政 (rechtsfähige Verwaltung) やAufl., 1924, S. 322 ff. なお、オットー・マイヤーは、

として捉える考え方がむしろ有力であった。また、(5) ただし、一九世紀には、営造物を公法上の財団

行政体(Verwaltungskörper)という用語も公法

最近では公法上の財団を営造物の下位概念であると する説も主張されている。 Vgl. z. B. O. v. Gierke, Deutsches Privatrecht, Bd. 1, 1895, S. 635 ff., 645 ff.; R. Breuer, Die öffentlichrechtliche Anstalt, VVDStRL 44 (1986), S. 231.

- (Φ) Vgl. B. Becker, Zentrale nichtministerielle Organisationseinheiten der unmittelbaren Bundesverwaltung, VerwArch. 1978, S. 149 ff.
- 一一三頁以下参照。 物理論の展開と課題」一橋論叢一〇二巻一号(平元)(7) 営造物の独立性の意味については、拙稿「営造
- (∞) Vgl. G. F. Schuppert, PGOs in der Bundesrepublik Deutschland, in: C. Hood/ G. F. Schuppert (Hrsg.), Verselbständigte Verwaltungseinheiten in Westeuropa: Die Erfüllung öffentlicher Aufgaben durch Para-Government Organizations (PGOs), 1988, S. 213 f.
- (๑) Vgl. F. Wagener (Hrsg.), Verselbständigung von Verwaltungsträgern, 1976; G. F. Schuppert, Die Erfüllung öffentlicher Aufgaben durch verselbständigte Verwaltungseinheiten, 1981; Wissenschaftlicher Beirat der Gesellschaft für öffentliche Wirtschaft und Gemeinwirtschaft

- (Hrsg.), Zum Problem der Aufgabenverlagerung auf öffentliche Unternehmen, 1984.
- (\(\mathrice{\Pi}\) Vgl. z. B. F. Müller-Thoma, Der halbstaatliche Verein, 1974; A. Dittmann, Bundeseigene Verwaltung durch Private?, Die Verwaltung 1975, S. 431 ff.; W. Piller, Verwaltungsmittlung Privater, 1976; B. Becker, Typische Eigenschaften der privatrechtlich organisierten Bundesverwaltung, Die Verwaltung 1979, S. 161 ff.
- (日) Vgl. Wolff/Bachof/Stober, Verwaltungsrecht II, 5. Aufl., 1987, § 104 a; H. Maurer, Allgemeines Verwaltungsrecht, 7. Aufl., 1990, S. 26 ff. なお、特に公共施設の組織形式については、例えば、vgl. D. Ehlers, Die Entscheidung der Kommunen für eine öffentlich-rechtliche oder privatrechtliche Organisation ihrer Einrichtugen und Unternehmen, DÖV 1986, S. 897 ff.; W. Hauser, Die Wahl der Organisationsform kommunaler Einrichtungen, 1987
- 八巻一号(平四)一〇四頁以下参照。稿「営造物と利益集団の多元的参加」一橋論叢一〇(12) 営造物における利益集団の参加については、拙
- ドイツの「Privatisierung」論については、例え

<u>13</u>

「『民間化』の法律学」一〇二巻一一=一二号(平元) 学の現代的展開(昭五七)一一三頁以下、角松生史 ば、岡田雅夫「行政課題の Privatisierung 論につい 七一九頁以下参照。 て」岡山大学創立三〇周年記念論文集・法学と政治

- (4) C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a. O. & in Western Europe. Sharing Western European なっている。 Experience of Para-government Organization" ~1 お、英語版の題名は、"Deliverling Public Services
- <u>15</u> S. 25 f. ten des Verwaltungssystems, DÖV 1981, S. 153 ff C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a. O., Vgl. G. F. Schuppert, \Quangos( als Traban-
- (二) C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a. S. 31 ff 0
- 18 S. 52 ff. ただし、同書によれば、組織形式の選択は、 民営化へのプレッシャーをかけることによって官僚 織構造を用いたり、③行政にマネジメントの考え方 直営事業(Regiebetrieb)のような柔軟性のある組 的体質の改善を図ったり、②直接国家行政の内部で 必ずしもこの理論通りには行われない。例えば、① C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a.

- をあげることも可能であるとされる(S. 354 f.)。 のままで、PGO形式を選択した場合と同様の効果 を導入することなどによって、直接国家行政の組織
- S. 43 ff., S. 349 ff. C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a. O.,

<u>19</u>

- <u>20</u> S. 359 ff. C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a. O.,
- (전) Vgl. z.B. C. Reichard, Der Dritte Sektor, DÖV 1988, S. 363 ff.; V. Ronge, Theorie und Sektors"-, DÖV 1990, S. 677 ff. senschaftliche Fragen im Neuland des "Dritten privater Hand - Rechtliche und verwaltungswissenschaft, Bd. 2, 1988, S. 113 ff.; F. Bischoff, Empirie des Dritten Sektors, in: Th. Ellwein u. a. DARA: Raumfahrtpolitisches Management aus (Hrsg.), Jahrbuch zur Stats- und Verwaltungswis-
- C. Reichard, a. a. O., S. 364.

22  $\widehat{23}$ 

- C. Reichard, a. a. O., S. 365 f.
- C. Reichard, a. a. O., S. 367
- nach ihrem Gegenstand, alle in: Th. Ellwein u. a. kussion; C. Offe, Die Staatstheorie auf der Suche heute; D. Fürst, Die Neubelebung der Staatsdis-Vgl. J. J. Hesse, Aufgaben einer Staatslehre

(Hrsg.). a. a. O., Bd. l, 1987; G. F. Schuppert, Markt, Staat, Dritter Sektor— oder noch mehr? Sektorspezifische Steuerungsprobleme ausdifferenzierter Staatlichkeit, in: Th. Ellwein u. a. (Hrsg.), a. a. O., Bd. 3, 1989, S. 47 ff.

(26) Vgl. C. Hood/G. F. Schuppert (Hrsg.), a. a. O., S. 363 ff.; C. Reichard, a. a. O., S. 367f.; G. F. Schuppert, Fn 9, S. 331 ff.; G. Teubner/H. Willke, Kontext und Autonomie: Gesellschaftliche Selbststeuerung durch reflexives Recht, Zeitsch. f. Rechtssoziologie 5 (1984), S. 4 ff.

(27) C. Reichard, a. a. O., S. 368 f. 現在、重要な営

造物である連邦郵便や連邦鉄道の民営化が具体化し

始めた反面、ゲマインデのレベルでは、私法形式の

公共施設に対する民主的な統制の不十分さが批判され、逆に公営事業(Eigenbetrieb)形式への回帰現象が認められるという(Vgl. C. Reichard, Verselb-ständigte Verwaltungseinheiten im Vergleich, Die Verwaltung 1990, S. 500 ff.)。なお、行政の統一性の問題については、vgl. z. B. G. F. Schuppert, Die Einheit der Verwaltung als Rechtsproblem, DÖV 1987, S. 757 ff.; B.-O. Bryde, Die Einheit der Verwaltung als Rechtsproblem, VVDStRL 46 (1988), S. 181 ff.; G. Haverkate, Die Einheit der Verwaltung als Rechtsproblem, VVDStRL 46 (1988), S. 217 ff.

(一橋大学大学院博士課程)一九九三年三月一〇日脱稿